

清掃施設ダイオキシン類測定分析業務委託仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、苫小牧市（以下「委託者」という。）が沼ノ端クリーンセンター、糸井清掃センター及び苫小牧市廃棄物埋立処分場のダイオキシン類測定分析に関する委託業務の仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 業務受託者（以下「受託者」という。）は委託業務を円滑に遂行するとともに契約書及び本仕様書等に従い、委託業務を誠実に完全に実施するものとする。

(測定施設の場所)

第3条 測定施設の場所は、次のとおりとする。

- 1) 沼ノ端クリーンセンター
苫小牧市字沼ノ端2番地の25
- 2) 苫小牧市廃棄物埋立処分場
苫小牧市字柏原221番地
- 3) 沼ノ端下水道マンホール
苫小牧市東開町6丁目1番地先

(測定分析内容)

第4条 ダイオキシン類測定分析及び採取場所、予定測定月は、別表1のとおりとし、測定月日の決定については、委託者・受託者協議の上定めるものとする。

(測定方法)

第5条 ダイオキシン類測定分析方法はダイオキシン類対策特別措置法第28条及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令に基づき測定を行なうこと。

2. 飛灰（ばいじん）及び焼却灰（燃え殻）については同法施行規則第2条第2項第2号に基づいて測定しても良いこととする。

(報告書等)

第6条 受託者は、測定採取後、速やかに分析を行い測定分析結果及びその結果評価を報告書として1部提出するものとする。

(環境への配慮)

第7条 受託者は、2050年ゼロカーボンシティ実現のため、次の取組に努めること。

- 1) 苫小牧市役所エコオフィスプランに基づく取組を推進すること。
- 2) 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に当

- たつては資源の有効活用や適正処理を図ること。
- 3) 省エネルギー活動に関する取組を推進すること。
 - 4) 廃棄物の減量・リサイクルに関する取組を推進すること。

(その他)

第8条 本仕様書に定めのない事項については、苫小牧市契約に関する規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて委託者・受託者協議し定めるものとする。

令和7年度 ダイオキシン類測定分析業務委託仕様書（別表1）

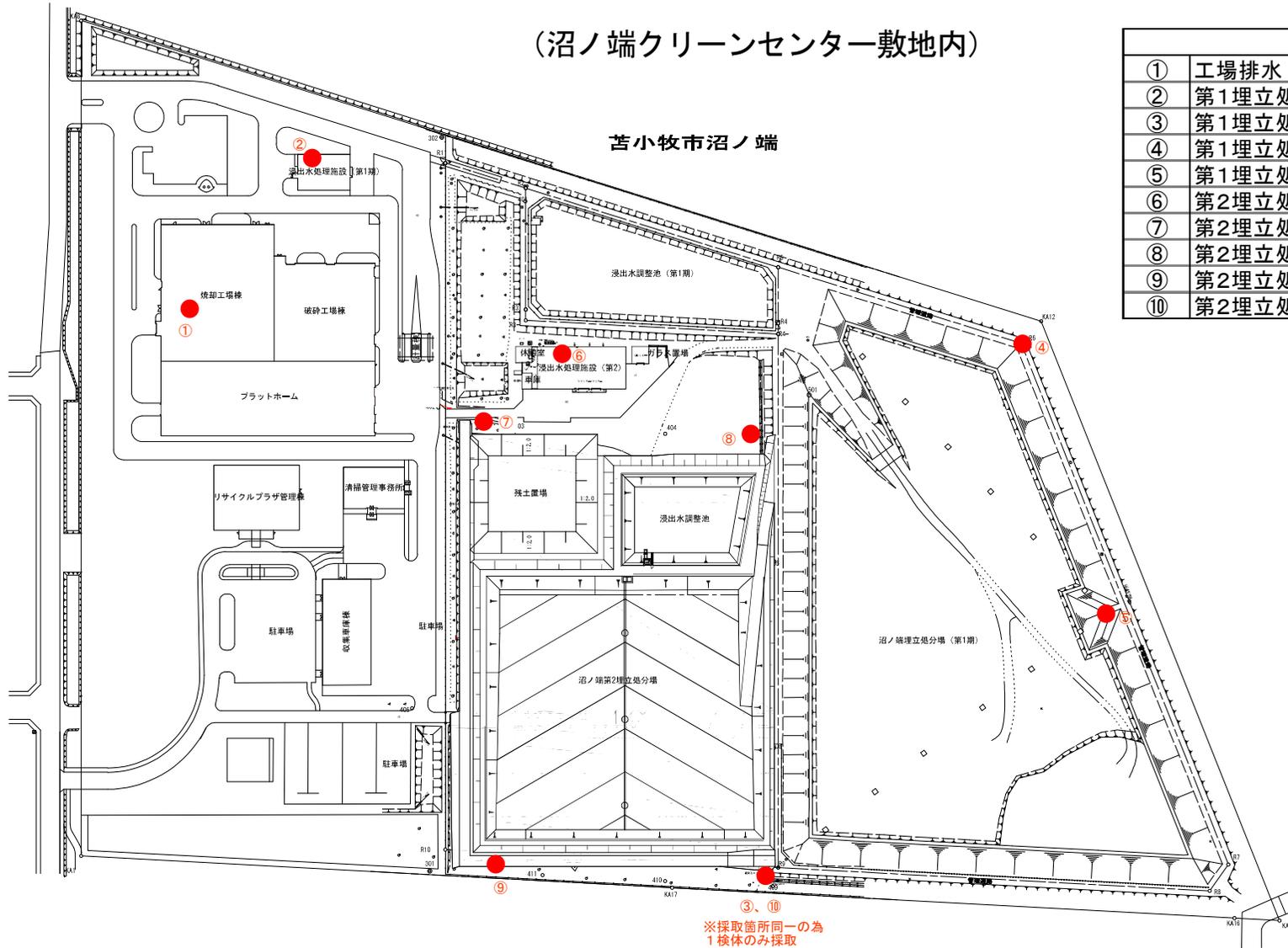
	沼ノ端クリーンセンター				苫小牧市廃棄物埋立処分場			沼ノ端下水道マンホール		
	検体数	測定採取場所	予定測定月日		検体数	測定採取場所	予定測定月日	検体数	測定採取場所	予定測定月日
			1号炉	2号炉						
排ガス ※1	4	煙突中間部	5月	7月	-	/	-	-	-	-
			1月	2月						
飛灰	2	No.2搬送コンベア出口	5月	7月	-	/	-	-	-	-
焼却灰	2	灰出コンベア	5月	7月	-	/	-	-	-	-
工場排水	1	焼却施設放流ピット	9月		-	/	-	-	-	-
埋立処分場浸出水	2	第1埋立処分場マンホールポンプ室	5月	7月	1	第5ブロックマンホール	7月	1	沼ノ端下水道マンホール	7月
					1	ポンプ室				
埋立処分場地下水	1	第1埋立処分場上流観測井	9月		1	上流観測井（A）	7月	-	/	-
	2	第2埋立処分場上流観測井			1					
	1	第1埋立処分場下流観測井			2	下流観測井（B），（F）				
	1	第2埋立処分場下流観測井								
浸出水処理水	1	第1埋立処分場浸出水処理施設放流ピット	9月		※1 ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の測定含む					
	1	第2埋立処分場浸出水処理施設放流ピット								

※1 ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物の測定含む

測定検体採取位置図

(沼ノ端クリーンセンター敷地内)

苫小牧市沼ノ端

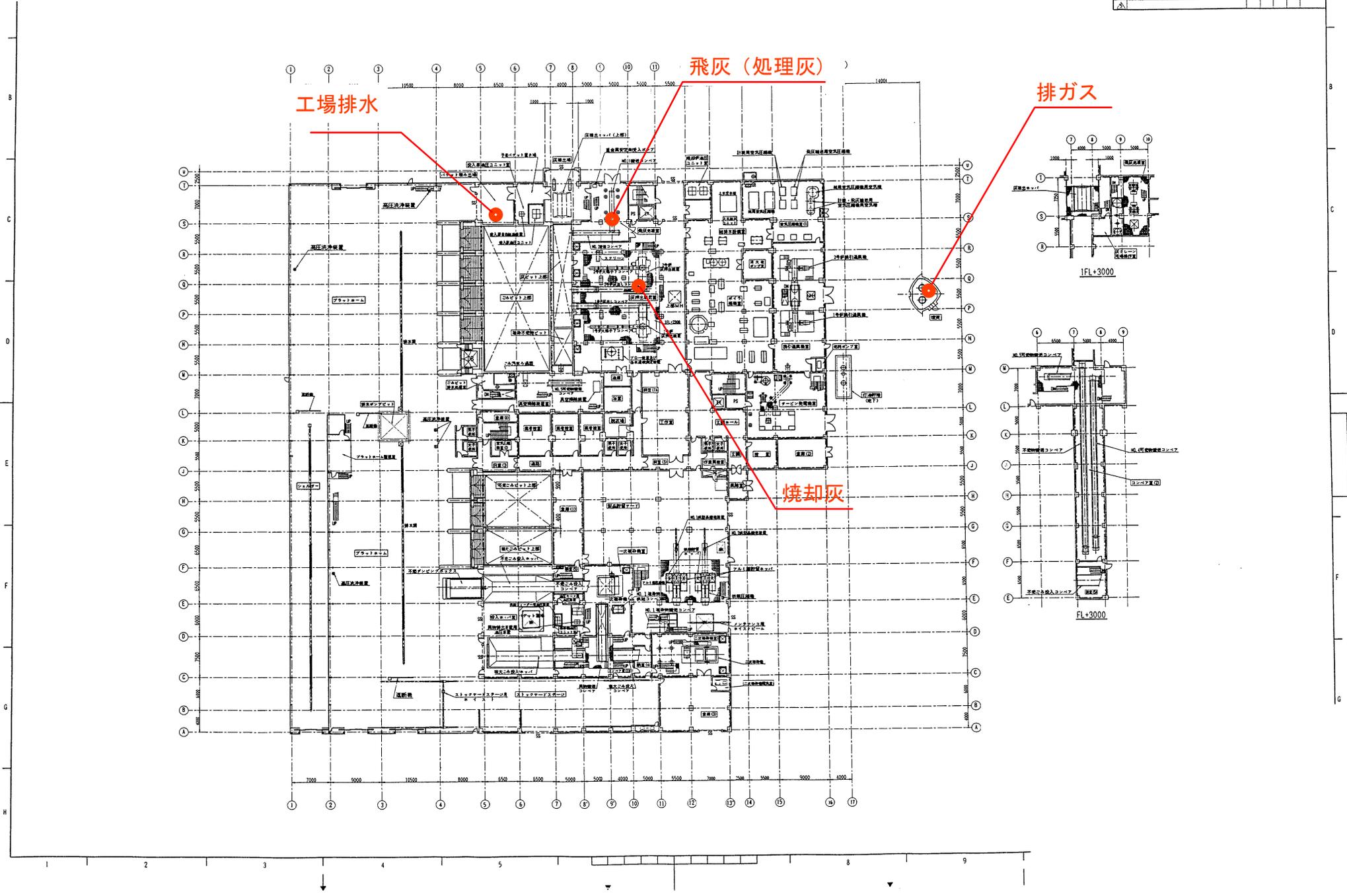


検体名	
①	工場排水
②	第1埋立処分場 浸出水処理水
③	第1埋立処分場 地下水上流
④	第1埋立処分場 地下水下流
⑤	第1埋立処分場 浸出水
⑥	第2埋立処分場 浸出水処理水
⑦	第2埋立処分場 地下水上流1
⑧	第2埋立処分場 地下水上流2
⑨	第2埋立処分場 地下水下流1
⑩	第2埋立処分場 地下水下流2

測定検体採取位置図

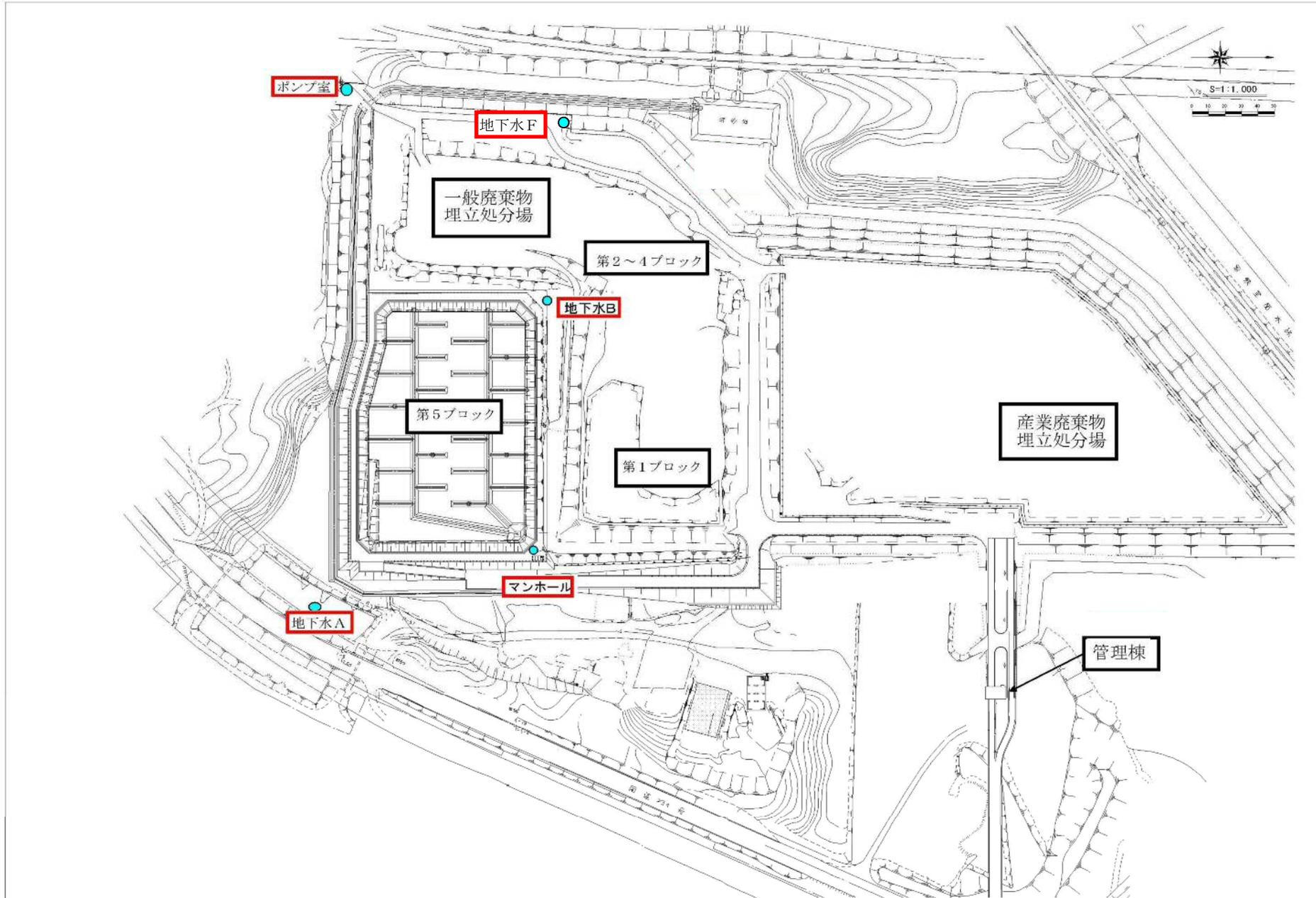
(沼ノ端クリーンセンター工場1階)

記号	記号	設備名称	層名	年月日
△	△	ダイオキシン対策による変更、歩調記入物。	1F	2011.11.14
△	△			
△	△			
△	△			



測定検体採取位置図

(苫小牧市廃棄物埋立処分場)



(柏原理立処分場敷地外)

